

# 令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第165号	リージョンプラザ上越条例の一部改正について	用地管財課	1～6
議案第166号	上越市市民プラザ条例の一部改正について	用地管財課	7～9
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第4号)	財政課ほか	10～11



所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第165号
提出課	用地管財課

## リージョンプラザ上越条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

#### ア インドアスタジアム

施設名等		占用使用の上限額						
		改定後			現行			
		午前 (9:00～ 12:00)	午後 (1:00～ 5:00)	夜間 (6:00～ 9:00)	午前 (9:00～ 12:00)	午後 (1:00～ 5:00)	夜間 (6:00～ 9:00)	
競技場	スポーツに使用	12,320 円	16,500 円	19,800 円	11,200 円	15,000 円	18,000 円	
	集会等に使用	平日	24,750 円	33,000 円	39,600 円	22,500 円	30,000 円	36,000 円
		土・日・休日	32,120 円	42,900 円	51,150 円	29,200 円	39,000 円	46,500 円
	営利活動等に使用	平日	123,750 円	165,000 円	198,000 円	112,500 円	150,000 円	180,000 円
土・日・休日		160,820 円	214,500 円	257,400 円	146,200 円	195,000 円	234,000 円	
役員室		480円	720円	960円	400円	600円	800円	
附属設備		規則で定める額			規則で定める額			

施設名	区分	共用使用の上限額			
		改定後		現行	
		1回	回数券	1回	回数券
競技場	一般	180円	1,800円	150円	1,500円
	小・中学生	90円	900円	70円	700円
ジョギングコース	一般	160円	1,600円	150円	1,500円
	小・中学生	80円	800円	70円	700円

改定後		現行	
冷房(1時間につき)	暖房(1時間につき)	冷房(1時間につき)	暖房(1時間につき)
5,100円	3,060円	5,000円	3,000円

イ レジャープール

使用者等	上限額			
	改定後		現 行	
	小・中学生	一 般	小・中学生	一 般
個人	360円	720円	300円	600円
団体	1人につき 270円	1人につき 540円	1人につき 220円	1人につき 450円
回数券	3,600円	7,200円	3,000円	6,000円

ウ アイスアリーナ

使用者等	滑走料の上限額				滑走回数券の上限額			
	改定後		現 行		改定後		現 行	
	小・中学生	一般	小・中学生	一般	小・中学生	一般	小・中学生	一般
個人	510円	1,010円	420円	840円	2,550円	5,050円	2,100円	4,200円
団体	1人につき 380円	1人につき 760円	1人につき 310円	1人につき 630円				
貸切	1時間につき 17,270円		1時間につき 15,700円					

エ コンサートホール

室名	制限 人員	上限額					
		改定後			現 行		
		午 前 (9:00~ 12:00)	午 後 (1:00~ 5:00)	夜 間 (6:00~ 9:00)	午 前 (9:00~ 12:00)	午 後 (1:00~ 5:00)	夜 間 (6:00~ 9:00)
ホール (平日)	指定管 理者の 定める 人員	6,600 円	11,000 円	11,550 円	6,000 円	10,000 円	10,500 円
ホール (土・日 ・休日)		8,800 円	14,300 円	14,850 円	8,000 円	13,000 円	13,500 円
第1楽屋	〃	600 円	960 円	960 円	500 円	800 円	800 円
第2楽屋	〃	600 円	960 円	960 円	500 円	800 円	800 円
A練習室	〃	1,650 円	2,480 円	2,480 円	1,500 円	2,250 円	2,250 円
B練習室	〃	1,010 円	1,390 円	1,390 円	840 円	1,260 円	1,260 円
C練習室	〃	600 円	960 円	960 円	500 円	800 円	800 円
会議室	〃	1,320 円	1,980 円	1,980 円	1,200 円	1,800 円	1,800 円
附属設備		規則で定める額			規則で定める額		

オ 市民プール

使用者等	上限額			
	改定後		現 行	
	小・中学生	一 般	小・中学生	一 般
個人	180円	540円	150円	450円
団体	1人につき 120円	1人につき 400円	1人につき 100円	1人につき 330円
回数券	1,800円	5,400円	1,500円	4,500円
貸切	競技会	1日につき 24,750円	競技会	1日につき 22,500円
	その他	1時間につき 9,900円	その他	1時間につき 9,000円

- (2) (1)の改正のうちインドアスタジアム、レジャープール及び市民プールの回数券並びにアイスアリーナの滑走回数券（以下「回数券等」という。）に係る部分以外の部分は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）
- (3) (1)の改正のうち回数券等に係る部分は、令和2年4月1日以後に発行する回数券等について適用し、同日前に発行された回数券等については、なお従前の例によることとする。（附則第3項関係）

3 施行期日  
公布の日

4 リージョンプラザ上越条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前					
別表(第18条関係)				別表(第18条関係)					
インドアスタジアム				インドアスタジアム					
施設名等		占用使用の上限額			施設名等		占用使用の上限額		
		午前 (9:00~ 12:00)	午後 (1:00~ 5:00)	夜間 (6:00~ 9:00)			午前 (9:00~ 12:00)	午後 (1:00~ 5:00)	夜間 (6:00~ 9:00)
スポーツに使用		12,320円	16,500円	19,800円	スポーツに使用		11,200円	15,000円	18,000円
	平日	24,750円	33,000円	39,600円		平日	22,500円	30,000円	36,000円
集会等に使用	土・日・休日	32,120円	42,900円	51,150円	集会等に使用	土・日・休日	29,200円	39,000円	46,500円
	競技場					競技場			
営利活動等に使用	平日	123,750円	165,000円	198,000円	営利活動等に使用	平日	112,500円	150,000円	180,000円
	土・日・休日	160,820円	214,500円	257,400円		土・日・休日	146,200円	195,000円	234,000円
役員室		480円	720円	960円	役員室		400円	600円	800円
附属設備		規則で定める額			附属設備		規則で定める額		
施設名	区分	共用使用の上限額		施設名	区分	共用使用の上限額			
		1回	回数券			1回	回数券		
競技場	一般	180円	1,800円	競技場	一般	150円	1,500円		
	小・中学生	90円	900円		小・中学生	70円	700円		
ジョギングコース	一般	160円	1,600円	ジョギングコース	一般	150円	1,500円		
	小・中学生	80円	800円		小・中学生	70円	700円		
備考				備考					
1~5 略				1~5 略					
6 略				6 略					
冷房(1時間につき)		暖房(1時間につき)		冷房(1時間につき)		暖房(1時間につき)			

改正案

5,100円 3,060円

7～11 略

レジヤープール

使用者等	上限額	
	小・中学生	一般
個人	360円	720円
団体	1人につき 270円	1人につき 540円
回数券	3,600円	7,200円

備考 略

アイスアリーナ

使用者等	滑走料の上限額		滑走回数券の上限額	
	小・中学生	一般	小・中学生	一般
個人	510円	1,010円	2,550円	5,050円
団体	1人につき 380円	1人につき 760円		
貸切	1時間につき 17,270円			

備考 略

コンサートホール

室名	制限人員	上限額		
		午前 (9:00～ 12:00)	午後 (1:00～ 5:00)	夜間 (6:00～ 9:00)
ホール (平日)	指定管理	6,600円	11,000円	11,550円
ホール (土日・休日)	指定者の定める人員	8,800円	14,300円	14,850円
第1楽屋	〃	600円	960円	960円
第2楽屋	〃	600円	960円	960円
A練習室	〃	1,650円	2,480円	2,480円

改正前

5,000円 3,000円

7～11 略

レジヤープール

使用者等	上限額	
	小・中学生	一般
個人	300円	600円
団体	1人につき 220円	1人につき 450円
回数券	3,000円	6,000円

備考 略

アイスアリーナ

使用者等	滑走料の上限額		滑走回数券の上限額	
	小・中学生	一般	小・中学生	一般
個人	420円	840円	2,100円	4,200円
団体	1人につき 310円	1人につき 630円		
貸切	1時間につき 15,700円			

備考 略

コンサートホール

室名	制限人員	上限額		
		午前 (9:00～ 12:00)	午後 (1:00～ 5:00)	夜間 (6:00～ 9:00)
ホール (平日)	指定管理	6,000円	10,000円	10,500円
ホール (土日・休日)	指定者の定める人員	8,000円	13,000円	13,500円
第1楽屋	〃	500円	800円	800円
第2楽屋	〃	500円	800円	800円
A練習室	〃	1,500円	2,250円	2,250円

改 正 案					改 正 前				
B 練習室	〃	1,010 円	1,390 円	1,390 円	B 練習室	〃	840 円	1,260 円	1,260 円
C 練習室	〃	600 円	960 円	960 円	C 練習室	〃	500 円	800 円	800 円
会議室	〃	1,320 円	1,980 円	1,980 円	会議室	〃	1,200 円	1,800 円	1,800 円
附属設備	規則で定める額				附属設備	規則で定める額			
備考 略 市民プール					備考 略 市民プール				
使用者等	上限額				使用者等	上限額			
	小・中学生		一 般			小・中学生		一 般	
個人	180 円		540 円		個人	150 円		450 円	
団体	1 人につき 120 円		1 人につき 400 円		団体	1 人につき 100 円		1 人につき 330 円	
回数券	1,800 円		5,400 円		回数券	1,500 円		4,500 円	
貸切	競技会		1 日につき 24,750 円		貸切	競技会		1 日につき 22,500 円	
	その他		1 時間につき 9,900 円			その他		1 時間につき 9,000 円	
備考 略					備考 略				



所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第166号
提出課	用地管財課

## 上越市市民プラザ条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表第1—別表第3関係)

#### ア 体験学習施設及び会議室

施設名	上限額 (1時間につき)	
	改定後	現行
市民ギャラリーA	630円	520円
市民ギャラリーB	630円	520円
市民ギャラリーC	920円	760円
Aホール	840円	700円
Bホール	840円	700円
Cホール	840円	700円
音楽スタジオA	620円	510円
音楽スタジオB	620円	510円
工芸室	940円	780円
多目的学習室	770円	640円
調理室	620円	510円
第一会議室	1,160円	1,050円
第二会議室	940円	780円
第三会議室	1,160円	1,050円
第四会議室	840円	700円
第五会議室	360円	300円
第六会議室	360円	300円
第七会議室	360円	300円
第八会議室	360円	300円

イ 市民活動室（和室及び創作活動室）、グラスハウス、屋上イベント広場、屋内共有スペース及び屋外共有スペース

施設名	上限額 (1時間につき)	
	改定後	現行
市民活動室（和室A）	520円	430円
市民活動室（和室B）	360円	300円
市民活動室（創作活動室）	690円	570円
グラスハウス	1,010円	840円

屋上イベント広場	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円
屋内共有スペース	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円
屋外共有スペース	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円

ウ 附属設備

設備名	単位	上限額 (1時間につき)	
		改定後	現行
音響機器	一式	110円	100円
映像機器	一式	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越市市民プラザ条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表第1(第17条関係) 体験学習施設及び会議室の利用料金の上限額			別表第1(第17条関係) 体験学習施設及び会議室の利用料金の上限額		
施設名	上限額(1時間につき)	摘要	施設名	上限額(1時間につき)	摘要
市民ギャラリーA	<u>630円</u>		市民ギャラリーA	<u>520円</u>	
市民ギャラリーB	<u>630円</u>		市民ギャラリーB	<u>520円</u>	
市民ギャラリーC	<u>920円</u>		市民ギャラリーC	<u>760円</u>	
Aホール	<u>840円</u>		Aホール	<u>700円</u>	
Bホール	<u>840円</u>		Bホール	<u>700円</u>	
Cホール	<u>840円</u>		Cホール	<u>700円</u>	
音楽スタジオA	<u>620円</u>		音楽スタジオA	<u>510円</u>	
音楽スタジオB	<u>620円</u>		音楽スタジオB	<u>510円</u>	
工芸室	<u>940円</u>		工芸室	<u>780円</u>	
多目的学習室	<u>770円</u>		多目的学習室	<u>640円</u>	
調理室	<u>620円</u>		調理室	<u>510円</u>	
第一会議室	<u>1,160円</u>	定員100人	第一会議室	<u>1,050円</u>	定員100人
第二会議室	<u>940円</u>	定員80人	第二会議室	<u>780円</u>	定員80人
第三会議室	<u>1,160円</u>	定員100人	第三会議室	<u>1,050円</u>	定員100人
第四会議室	<u>840円</u>	定員50人	第四会議室	<u>700円</u>	定員50人

改 正 案			改 正 前		
第五会議室	360円	定員20人	第五会議室	300円	定員20人
第六会議室	360円	定員20人	第六会議室	300円	定員20人
第七会議室	360円	定員20人	第七会議室	300円	定員20人
第八会議室	360円	定員20人	第八会議室	300円	定員20人
備考 略			備考 略		
別表第2（第17条関係）			別表第2（第17条関係）		
市民活動室（和室及び創作活動室）、グラスハウス、屋上イベント広場、屋内共有スペース及び屋外共有スペースの利用料金の上限額			市民活動室（和室及び創作活動室）、グラスハウス、屋上イベント広場、屋内共有スペース及び屋外共有スペースの利用料金の上限額		
施設名	上限額 (1時間につき)		施設名	上限額 (1時間につき)	
市民活動室（和室A）	520円		市民活動室（和室A）	430円	
市民活動室（和室B）	360円		市民活動室（和室B）	300円	
市民活動室（創作活動室）	690円		市民活動室（創作活動室）	570円	
グラスハウス	1,010円		グラスハウス	840円	
屋上イベント広場	1㎡当たり	10円	屋上イベント広場	1㎡当たり	5円
屋内共有スペース	1㎡当たり	10円	屋内共有スペース	1㎡当たり	5円
屋外共有スペース	1㎡当たり	10円	屋外共有スペース	1㎡当たり	5円
備考 略			備考 略		
別表第3（第17条関係）			別表第3（第17条関係）		
附属設備の利用料金の上限額			附属設備の利用料金の上限額		
設備名	単 位	上限額 (1時間につき)	設備名	単 位	上限額 (1時間につき)
音響機器	一式	110円	音響機器	一式	100円
映像機器	一式	110円	映像機器	一式	100円
備考 略			備考 略		

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	財政課

歳出科目 (P20～P21)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
国県支出金等還付金	146,003	251,941	397,944

主な補正財源		主な経費	
諸収入	38,112	償還金利息及び割引料	
一般財源	213,829		251,941

【補正理由】

国県支出金等の還付額が当初の見込みを上回ることから、不足分を増額するもの

【補正内容】

○還付金の内訳

還付先	還付額	主な還付金 (5,000千円以上)
国	322,158	生活保護費負担金 (232,575)、地域バイオマス利活用交付金 (30,003)、障害者自立支援給付費負担金 (26,349)、子ども・子育て支援交付金 (13,925)
県	71,689	多面的機能支払補助金 (39,026)、子ども・子育て支援交付金 (13,925)、障害者自立支援給付費負担金 (9,610)
その他	4,097	
合計	397,944	

提出課	収納課
-----	-----

歳出科目 (P22～P23)	2款2項2目	賦課徴収費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
納税徴収事務費	45,773	2,200	47,973

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,200	委託料	2,200

【補正理由】

法人市民税等の収納事務の効率化を図るため、本年10月に稼働した地方税共通納税システムと当市の収納支援システムの連携に必要なシステム改修経費を増額するもの

【補正内容】

○主な改修内容

地方税共通納税システム\*1 から送信される納付情報を当市の収納支援システムに取込み、収納処理を行う機能を追加

- ・対象税目：法人市民税、個人市民税（特別徴収分）

※1 地方税共通納税システム

- ・地方税の電子申告等を行う e L T A X（エルタックス：地方税ポータルシステム）に追加された電子納税のシステム
- ・e L T A Xに参加している法人は、全ての都道府県及び市区町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子納税することが可能

(参考) 地方税共通納税システムでの納税手続き

